

第 2 部
第 5 期障害福祉計画
第 1 期障害児福祉計画



第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「阿久比町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本方針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

また、平成28年の児童福祉法の改正により、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことに伴い、「阿久比町第1期障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障害福祉計画について

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、次の3点が挙げられています。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

障害児福祉計画について

児童福祉法において、市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、次の2点が挙げられています。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができます。

2 障害者総合支援法に関連する最近の動向

最近の施策の主な動き
●障害者総合支援法及び児童福祉法の改正【平成30年4月1日施行】 ・自立生活援助の創設 ・就労定着支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ・医療的ケアを要する障害児に対する支援【平成28年6月3日施行】 ●発達障害者支援法の一部を改正する法律【平成28年8月1日施行】 ・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 ●障害者差別解消法の施行【平成28年4月1日施行】 ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供 ●成年後見制度利用促進法【平成28年5月1日施行】 ・成年後見制度利用促進委員会の設置 ●ニッポン一億総活躍プラン【平成28年6月2日閣議決定】 ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現

3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

第5期障害福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

第1期障害児福祉計画は、「児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児通所支援等の確保に関する市町村障害児福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「阿久比町総合計画」及びその障害者福祉分野計画である「障害者計画」との整合性を考慮し、策定するものです。

4 計画の期間

本計画は、3年を1期とした計画で、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

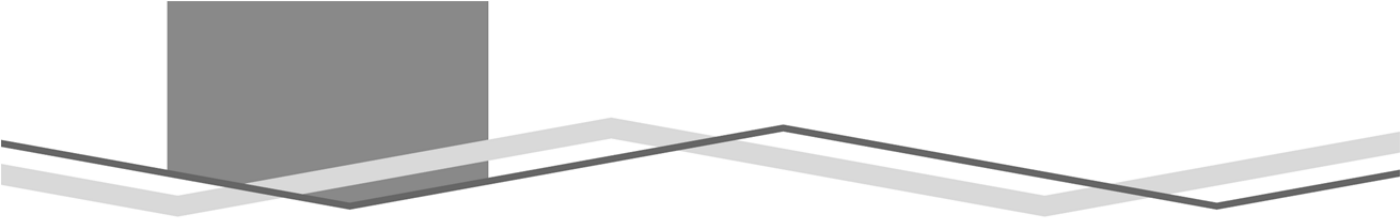


ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。



第2章 計画に関する数値目標等



第2章 計画に関する数値目標等

1 第4期計画の数値目標と実績

第4期障害福祉計画において設定した数値目標と実績は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	平成25年度末	目標値 平成29年度末	実績値 平成28年度末
施設入所者数	17人	17人	16人
減少（見込）数		0人	1人
地域生活移行数		1人	1人

※国・県の設定目標

- ・平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者の削減については、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを目標とする。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

	目標値 平成29年度末	実績値 平成28年度末
地域生活支援拠点等の整備	1か所	0か所

※国・県の設定目標

- ・各市町村または各圏域に少なくとも一つの拠点等を整備する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労移行者数

	平成24年度	目標値 平成29年度	実績値 平成28年度
一般就労移行者数	0人	2人	3人

②就労移行支援事業利用者数

	平成25年度末	目標値 平成29年度末	実績値 平成28年度末
就労移行支援事業利用者数	8人	8人	2人

③就労移行支援事業の就労移行率

	目標値 平成29年度末	実績値 平成28年度末
就労移行支援事業所数	1事業所	1事業所
(うち) 就労移行率 3割以上	1事業所	0事業所

※国・県の設定目標

- ・ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。

- ①福祉施設から一般就労への移行に係る目標値：平成24年度実績の2倍以上
- ②就労移行支援事業の利用者数に係る目標値：平成25年度末時点から6割以上増加
- ③事業所ごとの就労移行率に係る目標値：就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

2 平成32年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる、地域生活への移行を推進します。

平成30年度から32年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

【国の指針】

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本

本町の考え方

国の指針を本町に当てはめると、2人以上が地域生活へ移行し、施設入所者は1人以上削減することが基本となりますが、近隣のグループホームに空きが少ないことと、介護者の高齢化による入所者の増加予想や入所者及び入所施設に対して行った聞き取りの結果から、平成32年度末までの地域移行者を1人、入所者の削減数を0人と設定します。

①【福祉施設から地域生活への移行】

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数	16人	平成28年度末時点の入所者数
【目標値①】 地域生活移行者数	1人	平成28年度末時点の入所者数のうち、地域生活へ移行する人の目標数

②【施設入所者数の削減】

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数	16人	平成28年度末時点の入所者数
平成32年度末時点の入所者数	16人	平成32年度末時点の見込入所者数
【目標値②】 施設入所者の削減数	0人	差引減少見込数（平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

また、精神病床における１年以上長期入院患者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能になることから、平成 32 年度末の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を設定します。

【国の指針】

- ①平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。）
- ②国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める

本町の考え方

本町では、平成32年度末までに協議の場を設置します。

精神病床における１年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、５人（65歳以上利用者２人、65歳未満３人）となる見込みです。

①【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項目	目標	考え方
【目標値①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置	本町の実情に応じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

②【地域移行に伴う基盤整備量】

項目	数値	考え方
【目標値②】 地域移行に伴う基盤整備量		
65 歳以上利用者数	2人	国が提示する推計式を用いて算出
65 歳未満利用者数	3人	国が提示する推計式を用いて算出

（３）地域生活支援拠点等の整備

親元からの自立等に関する相談、グループホーム等の体験、短期入所の緊急時の利用等に対応するため、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

【国の指針】

・平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本

本町の考え方

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、平成32年度末までに地域生活を支援する機能を複数の機関で分担して担う体制（面的整備体制）を一つ整備できるよう検討していきます。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所（面的）	本町の実情に応じ、地域生活支援拠点等を1か所（面的）整備

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

【国の指針】

- ①平成32年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ②平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ③平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を8割以上

本町の考え方

一般就労移行者について、平成27年度は3人、平成28年度は3人、平成29年度は2人でした。国の指針により、目標値を5人とします。

就労移行支援事業の利用者は、国の指針により、目標値を3人とします。

町内には就労移行支援事業所が1事業所しかなく、他に事業所が増える予定はありません。当該事業所は平成28年度の就労移行率が約2割となっていますが、今後は就労移行率が3割となることを見込み、数値を設定します。

①【福祉施設から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において一般就労へ移行した人数
【目標値①】 平成32年度中の一般就労移行者数	5人	平成28年度の一般就労移行者数に対し1.5倍以上増加

②【就労移行支援事業の利用者数】

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した人数
【目標値②】 平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数	3人	平成28年度の就労移行支援事業利用者数に対し2割以上増加

③【就労移行支援事業の就労移行率】

項目	数値	考え方
【目標値③】 平成32年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所割合	10割	平成32年度末における就労移行率3割以上の事業所数の割合を5割以上

④【就労定着支援の職場定着率】

項目	数値	考え方
【目標値④】 支援開始1年後の職場定着率	10割	就労定着支援による支援開始1年後の 職場定着率を8割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することとしています。

また、医療的ケア児の増加に伴い、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することとしています。

【国の指針】

- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
- ②平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- ④平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

本町の考え方

本町では、現在ある母子通園事業を児童発達支援事業所とするように準備を進めています。また、事業所化した後は児童発達支援センターへの移行を進めていきます。

保育所等訪問支援についても、センター化と同時に事業実施を進めていきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、今後町内に事業所を開所するように働きかけていきます。当面は圏域内にある事業所を利用していきます。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議については、平成29年度に設置された阿久比町障がい者自立支援協議会のこども部会の中で行います。また、その中で医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても検討していきます。

①【児童発達支援センターの設置】

項目	目標	考え方
【目標値①】 平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置

②【保育所等訪問支援事業所の設置】

項目	目標	考え方
【目標値②】 平成32年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	平成32年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置

③【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置】

項目	目標	考え方
【目標値③】 平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置
【目標値③】 平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置

④【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】

項目	目標	考え方
【目標値④】 平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

3 障害福祉サービスの見込量と見込量確保の方策

障害福祉サービス等の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量等を勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で食事・入浴・排泄の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動・外出するときに、危険を回避するための支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚に障がいのある人の移動時や外出先において、必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護	時間／月	423	403	418	420	448	476
	人／月	29	28	29	30	32	34
重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間／月	33	38	37	36	36	36
	人／月	3	3	3	3	3	3
同行援護	時間／月	2	2	2	2	2	2
	人／月	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

居宅介護は、過去の実績とアンケート結果を踏まえて利用者数・利用量ともに増加すると推測しています。

行動援護・同行援護は、利用者数・利用量ともに横ばいを見込んでいます。

重度訪問介護・重度障害者等包括支援は、利用実績がないため今後の動向により検討となります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じたときに、生活面の課題を把握するとともに、企業や関連機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に施設で介護を行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人日／月	851	864	909	940	960	980
	人／月	42	43	45	47	48	49
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	0	2	11	15	0	0
	人／月	0	1	1	1	0	0
就労移行支援	人日／月	69	34	18	45	60	75
	人／月	4	2	2	3	4	5
就労継続支援（A型）	人日／月	39	47	93	100	120	120
	人／月	2	2	5	5	6	6
就労継続支援（B型）	人日／月	508	528	482	540	576	612
	人／月	27	29	27	30	32	34
就労定着支援【新規】	人／月	-	-	-	1	2	2
療養介護	人／月	2	2	3	3	3	3
短期入所（福祉型）	人日／月	44	42	45	50	55	60
	人／月	4	7	9	10	11	12
短期入所（医療型）	人日／月	2	2	7	7	7	7
	人／月	1	1	2	2	2	2

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

見込の考え方**① 生活介護**

利用者数・利用量ともに過去の実績を踏まえて増加を見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

新規利用者の予定もないため、今後の動向により検討となります。

③ 自立訓練（生活訓練）

支給決定者が1人いますが、平成30年度で利用終了予定として数値を設定します。

④ 就労移行支援

平成28年度から利用者は減少していますが、相談件数が増加傾向にあること及びアンケート結果を勘案し利用者の増加を見込んでいます。

⑤ 就労継続支援（A型）

利用者数・利用量ともに過去の実績を踏まえて増加を見込んでいます。

⑥ 就労継続支援（B型）

特別支援学校の卒業生を含め新規利用者は増加していくものとして数値を設定します。

⑦ 就労定着支援【新規】

新たなサービスですが、新規利用者は少しずつ増加していくものとして数値を設定します。

⑧ 療養介護

利用者数は実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

⑨ 短期入所

アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助【新規】	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に対し、利用者の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等を行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助【新規】	人／月	-	-	-	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人／月	19	22	22	23	25	27
施設入所支援	人／月	16	16	16	16	16	16

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

① 自立生活援助【新規】

新たなサービスのため、新規利用があることを見込み、数値を設定します。

② 共同生活援助（グループホーム）

アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

③ 施設入所支援

利用者数は実績を踏まえ横ばいを見込んでいます。

(4) 相談支援サービス

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する人に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活し地域生活が不安定な人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には訪問等の支援を行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人／月	11	12	14	14	15	15
地域移行支援	人／月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

① 計画相談支援

利用者数は実績を踏まえ少しずつの増加を見込んでいます。

② 地域移行支援

事業実施を進めていくことを踏まえて、数値を設定します。

③ 地域定着支援

事業実施を進めていくことを踏まえて、数値を設定します。

(5) 各サービスの見込量確保の方策

訪問系サービス

居宅介護については、サービス利用の増加が見込まれるため、利用者が希望するサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対して、サービスの拡充を働きかけるとともに、県などが実施する各種研修会等の情報提供を行い、資質向上を図るよう働きかけます。

日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（B型）については、特別支援学校の卒業生の利用も含め、見込量を確保できるようにサービス提供事業者及び関係機関と連携し、調整を図ります。

また、就労移行支援については、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、介護者の高齢化等の状況を勘案しながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにニーズを把握し、支援を図ります。

また、見込量を確保できるように、グループホームについてサービス提供事業者へ働きかけます。

相談支援サービス

計画相談支援については、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を促進し、指定特定相談支援事業者の新規指定及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、指定一般相談支援事業者や病院等と連携し、障がいのある人が地域生活を送れるよう支援します。

4 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策

障がい児支援の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人日／月	6	6	29	150	516	566
	人／月	2	2	4	15	30	35
医療型児童発達支援	人日／月	5	6	2	0	0	0
	人／月	1	1	1	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／月	261	293	365	577	746	957
	人／月	27	29	36	53	68	87
保育所等訪問支援	人日／月	0	0	0	0	0	5
	人／月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人日／月	-	-	-	0	0	0
	人／月	-	-	-	0	0	0

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

見込の考え方

① 児童発達支援

対象となる児童数の増加及び町内に事業所の開設を予定していることから利用者数・利用量とも増加を見込んでいます。

② 医療型児童発達支援

近隣に事業所がなく、3年間の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討及び調整を図ります。

③ 放課後等デイサービス

対象となる児童数の増加及び町内の事業所が増加していることから利用者数・利用量とも増加を見込んでいます。

④ 保育所等訪問支援

事業実施を進めていくことを踏まえて、数値を設定します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援【新規】

3年間の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討を図ります。

(2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行います。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害児相談支援	人／月	11	11	11	14	14	14

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

障害児通所支援の利用児童数は増加していますが、事業所の数が不足しているため、微増としています。

(3) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

■ 実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
コーディネーターの 配置人数【新規】	人数	-	-	-	0	0	1

見込の考え方

阿久比町障がい者自立支援協議会のこども部会の中で、コーディネーターの配置を検討します。

(4) その他の事業

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿ったサービスの利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業における受入体制の整備に努めます。

■ 利用実績と必要見込量

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育所	人数	35	29	38	40	27	30
認定こども園	人数	-	-	-	-	-	0
放課後児童健全育成事業	人数	3	6	9	10	12	13

見込の考え方

保育所については、現在町立保育所で行っている母子通園事業を平成 31 年度に児童発達支援事業所へ移行予定のため、その時点で一旦減少を見込んでいます。

認定こども園については、平成 32 年度に開園を予定していますが、障がいのある子どもの受け入れについては今後協議を進めていきます。

放課後児童健全育成事業については、過去の利用実績から少しずつの増加を見込んでいます。

（５）障がい児支援の見込量確保の方策

各種サービスの見込量確保の方策について

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス利用の増加が見込まれるため、利用者が希望するサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対して、サービスの拡充を働きかけるとともに、県などが実施する各種研修会等の情報提供を行い、資質向上を図るよう働きかけます。

保育所等訪問支援については、事業実施により見込量を確保できるよう努めます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については町内及び近隣において利用可能な事業所がないため、関係各課や関係事業者、近隣市町との連携を強化し、今後ニーズがあった場合の対応や事業実施を検討していきます。

障害児相談支援については、すべての利用者に適切な「障害児支援利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を促進し、指定特定相談支援事業者の新規指定及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

医療的ケア児が地域で暮らす上での生活課題に対応するため、関係機関での情報共有や必要な支援の検討を行い、その支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。

その他の事業については、保育士や支援員の専門的知識や技術等の習得を図り、受入体制のさらなる充実を図ります。

5 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策

障害福祉サービス等の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人たちが日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人たちに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

見込の考え方

イベントやホームページ等を通じた啓発を引き続き行うとともに、他の啓発方法についても検討します。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

見込の考え方

当事者団体が開催する「障がい者大運動会」への支援等、現在行っている取り組みを引き続き実施します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

見込の考え方

障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。

地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援体制の構築を図り、引き続き、障がいのある人や保護者または介護者等へ適切な情報提供を行い、障がいのある人たちが自立した生活を送れるよう支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用及び法人後見の活動を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業	件／年 (受任件数)	2	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

① 成年後見制度利用支援事業

知多半島5市5町によりNPO法人知多地域成年後見センターに委託し事業を行っています。見込量は第4期計画の実績から数値を設定します。

② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見センターのサポーター養成事業を支援し、後見等の業務を行う体制を確保しています。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業を実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	件／年	30	30	24	30	30	30
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

利用者がほぼ固定されているため、今後3年間は件数が大きく変わることはないものとして数値を見込んでいます。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日常生活用具給付用事業							
介護訓練支援用具	件／年	1	1	5	3	3	3
自立生活支援用具	件／年	3	2	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年	4	2	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件／年	410	451	452	460	470	480
居宅生活動作補助用具	件／年	1	0	1	1	1	1

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

年度により数値にバラつきがあるため、今後の予測は難しいですが、第4期計画の実績から見込量を設定しました。排泄管理支援用具については、対象者が徐々に増えていることから、件数も増加を見込んでいます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	19	15	10	20	20	20

見込の考え方

第4期計画の実績から、養成研修の修了者数は横ばいを見込んでいます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人たちについて、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	時間／月	200	182	181	182	189	196
	人／月	27	25	25	26	27	28

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

第4期計画の実績を踏まえ、利用者数は増加を見込んでいます。利用時間も利用者数の増加に伴い増加を見込んでいます。

(9) 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2	1	1	1
	人／年	15	21	17	18	19	20

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

平成 29 年度まで知多2市2町（東海市、知多市、東浦町、阿久比町）で行っていましたが、平成 30 年度からは阿久比町単独での実施となります。関係者からの聞き取り状況などから、今後も利用者は増加していくと見込んでいます。

(10) 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人たちの日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実施します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	人／年	7	6	6	6	7	7
	(A型)	4	4	5	5	6	6
	(B型)	3	2	1	1	1	1
	回／月	28	26	18	18	21	21
	(A型)	8	13	15	15	18	18
	(B型)	20	13	3	3	3	3

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

第4期計画の実績から、A型は少しずつの増加を見込んでいます。B型は、放課後等デイサービスとの調整を図りながらの支給決定となること、また第4期計画の実績を踏まえ、今後は横ばいを見込んでいます。

(11) 訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人たちの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問入浴サービス事業	人／年	3	2	2	2	2	2
	回／月	11	5	8	8	8	8

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

新規に利用を希望される方について把握はしていません。平成 29 年度に 1 人が利用を中止しましたが、アンケート結果等を勘案し、平成 30 年度から 1 人増加として人数及び回数を設定します。

(12) 知的障害者職親委託事業

事業名	事業の概要
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間職親の元で生活指導及び技能習得訓練等を行います。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
知的障害者職親委託事業	人／月	1	1	1	1	1	1

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

利用者数は実績を踏まえ横ばいを見込んでいます。

(13) 自動車運転免許取得費、改造費助成事業

事業名	事業の概要
自動車運転免許取得費、改造費助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費、自動車改造費助成事業を実施します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

現在、利用はありませんが、今後の利用を見込み、各年度1人と設定します。

(14) 障害者配食サービス事業

事業名	事業の概要
障害者配食サービス事業	食事をつくるのが困難な一人暮らしの人に対して、食事を自宅へ届けるとともに安否の確認を行います。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者配食サービス事業	人／月	5	5	5	4	4	4

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

新規利用者の予定はなく、平成29年度に1人が利用を中止したため、今後の利用者は4人を見込んでいます。

(15) 障害者（児）タクシー料金助成事業

事業名	事業の概要
障害者（児） タクシー料金助成事業	重度の障がいのある人たちに対して、タクシー料金の一部を助成します。

■ 利用実績と必要見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者（児） タクシー料金助成事業	人／月	79	71	79	82	85	88

※平成29年度の数値は、11月末までの利用実績を基に算出しています。

見込の考え方

第4期計画実績の伸び率から算出しました。今後も利用者は増加すると見込んでいます。

(16) 地域生活支援事業の見込量確保の方策**各種サービスの見込量確保の方策について**

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、福祉サービスだけでなく、地域住民による、障がい及び障がいのある人たちへの理解が必要です。町では今行っている理解促進研修・啓発事業の取り組みを継続し、障がいのある人たちへの理解を促進します。

また、自発的活動支援事業により、障がいのある人たち及びその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

相談支援事業は知多2市2町共同の体制から町単独となったことで相談件数は増加しています。地域に根ざした相談体制を今後も継続しながら、障がいのある人たちの相談等に対応します。

成年後見制度については、知多地域成年後見センターと連携しながら、制度の啓発や利用の支援をします。

意思疎通に支障がある人の社会参加が促進されるよう、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣と手話奉仕員養成研修を実施します。

日常生活用具給付等事業については、事業の対象となる人が適切に利用できるよう対応するとともに、障がいに関する法律や施策の改正等、障がいのある人たちを取り巻く環境の変化に合わせて、品目の追加や廃止についても検討します。

移動支援事業については、年々増えてくる需要に対応するため、事業所と連携しながら必要量の確保に努めます。

地域活動支援センター事業については、障がい当事者による利用者の増加を最優先に考え、効果的なプログラムの実施やボランティアの育成を図ります。

日中一時支援事業については、放課後等デイサービスとの調整を図りながら、日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業所と連携し、適切に事業が実施されるよう努めます。

訪問入浴サービス事業については、現利用者の声も聞きながら、適切に事業が実施されるよう努めます。



第3章 計画の推進に向けて

第3章 計画の推進に向けて

1 庁内連携体制の強化

障がいのある人たちやその家族が抱える問題は多岐に渡るため、福祉、保健、教育、就労等、関係する課との連携強化を図ります。

2 自立支援協議会の活用

「阿久比町障がい者自立支援協議会」は、地域の障害福祉に携わる行政機関、事業所、当事者団体等の関係者で構成され、障がいのある人たちの自立支援や困難事例への対応等について協議しています。

今後、この協議会の全体会、専門部会を活用し、地域における問題・課題について協議・検討及び情報の共有をしていきます。

3 国や県等の関係機関との連携

障がい者施策は国や県の制度に関わるものが多いことから、国や県、保健所、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら計画を推進していきます。

4 計画の進捗状況の点検・評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障害福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、障がい者自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。